

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部健康対策課感染症対策担当
内線番号	4723

No.	項目	内容
①	処分名	結核適正医療の公費負担に係る承認
②	法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
③	法令番号	平成10年法律第114号
④	根拠条項	第37条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事(京都府保健所長に委任)
⑥	法令の定め	第三十七条の二 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。  ※医療の内容は平成21年厚生労働省告示第16号「結核医療の基準」に定めるところによる。
⑦	審査基準	○ 法第37条の2第1項に掲げる対象者に係る申請であるか。 ○ 戦傷病者特別援護法など他法による医療給付の受給資格がないか。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から1ヶ月以内(再調査等の必要がない場合は、半月以内)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から1ヶ月以内(再調査等の必要がない場合は、半月以内)
⑫	問合せ	健康対策課感染症対策担当 (075)414-4734
⑬	備考	